法律（平成二十八年法律第八十九号。以下「技能実習法」という。）第二条第一項に規定する技能実習に関する特定事項の調査、企画及び立案並びに調整に関する事務（訓練企画官、特別支援企画官及び就労支援訓練企画官の所掌に属するものを除く。）を助ける。

3～9　（略）

（削る）

10・11　（略）

12　海外協力企画官は、命を受けて、参事官の職務のうち人材開発統括官の所掌事務に係る国際協力に関する事務（技能実習法第二条第一項に規定する技能実習に関するものを除く。）を助ける。

（政策企画官、社会保障財政企画官、サイバーセキュリティ監査官、特別サイバーセキュリティ監査官、労働経済調査官、統計企画調整官、審査解析官、保健統計官、社会統計官、世帯統計官、賃金福祉統計官、統計管理官、情報システム管理官及び調査官）

第七十四条　本省に、政策企画官四人、社会保障財政企画官一人、サイバーセキュリティ監査官三人、特別サイバーセキュリティ監査官二人、労働経済調査官一人、統計企画調整官一人、審査解析官一人、保健統計官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、社会統計官一人、世帯統計官一人、賃金福祉統計官一人、統計管理官二人、情報システム管理官一人及び調査官三人を置く。

2～12　（略）

13　統計管理官は、命を受けて、参事官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

一　人口動態統計及び毎月勤労統計調査に関すること。

二　保健統計官、社会統計官及び賃金福祉統計官の行う事務の総括に関すること。

（略）

14　調査官は、命を受けて、参事官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

一　厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案の調整に関する事務のうち合理的な根拠に基づく政策立案の推進に関する企画及び立案並びに調整に関すること。

二　労働関係に関する特定事項及び労働に関する統計調査に関する専門的事項の調査、企画及び立案に関すること。

（政策評価推進官）

第七十五条　本省に、政策評価推進官一人を置く。

2　政策評価推進官は、政策評価官の職務のうち特定事項の調査、企画及び立案を助ける。

（細菌第一部の所掌事務）

第五百八十六条　細菌第一部は、腸管系細菌感染症、全身性細菌感染症、環境細菌由来感染症、口腔菌感染症及びスピロヘータに起因する感染症に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

附　則

1・2　（略）

3～12　（略）

2～8　（略）

9　職業能力形成システム企画官は、命を受けて、参事官の職務のうち職業能力形成システムに関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を助ける。

10・11　（略）

12　海外協力企画官は、命を受けて、参事官の職務のうち人材開発統括官の所掌事務に係る国際協力に関する事務（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号。以下「技能実習法」という。）第二条第一項に規定する技能実習に関するものを除く。）を助ける。

（政策企画官、社会保障財政企画官、サイバーセキュリティ監査官、特別サイバーセキュリティ監査官、労働経済調査官、統計企画調整官、審査解析官、保健統計官、社会統計官、世帯統計官、賃金福祉統計官、情報システム管理官及び調査官）

第七十四条　本省に、政策企画官四人、社会保障財政企画官一人、サイバーセキュリティ監査官三人、特別サイバーセキュリティ監査官二人、労働経済調査官一人、統計企画調整官一人、審査解析官一人、保健統計官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、社会統計官一人、世帯統計官一人、賃金福祉統計官一人、情報システム管理官一人及び調査官二人を置く。

2～12　（略）

（新設）

13　（略）

14　調査官は、命を受けて、参事官の職務のうち労働関係に関する特定事項及び労働に関する統計調査に関する専門的事項の調査、企画及び立案を助ける。

（アフターサービス推進官）

第七十五条　本省に、アフターサービス推進官一人を置く。

2　アフターサービス推進官は、政策評価官の職務のうち特定事項の調査、企画及び立案を助ける。

（細菌第一部の所掌事務）

第五百八十六条　細菌第一部は、腸管系細菌感染症、全身性細菌感染症、環境細菌由来感染症、口腔菌感染症及びスピロヘータに起因する感染症に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

附　則

1・2　（略）

（保険局医療介護連携政策課データヘルス・医療費適正化対策推進室の所掌事務の特例）

3　保険局医療介護連携政策課データヘルス・医療費適正化対策推進室は、第六十九条の三第二項各号に掲げる事務のほか、高齢者医療確保法附則第二条に規定する政令で定める日までの間、同条に規定する病床転換助成事業に関する事務をつかさどる。

4～13　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。